

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成27年7月6日(月)

開会 13時30分

閉会 15時26分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、
山口千代己教育長

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員担当)木平芳定、

次長(学校教育担当)山口顕、次長(育成支援・社会教育担当)中嶋中、

次長(研修担当)中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育政策課 課長 宮路正弘、課長補佐兼班長 辻成尚

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 早川巖、主幹 山北正也

高校教育課 課長 長谷川敦子、課長補佐兼班長 吉田淳、班長 井ノ口誠充、
主幹 杉坂英則、指導主事 成田達也

小中学校教育課 課長 上村由美、課長補佐兼班長 萬濃正通、
指導主事 仲地正俊、指導主事 小屋敷真毅、
指導主事 小泉恵希

保健体育課 課長 阿形克己、指導主事 増田和史

社会教育・文化財保護課 課長 辻善典、主幹 二見哲生

三重県総合博物館 副館長 松井一明

文化振興課 課長 高野吉雄

5 議案件名及び採択の結果

| 件 名 | 審議結果 |
|--|------|
| 議案第16号 平成28年度三重県立高等学校入学定員について | 原案可決 |
| 議案第17号 職員の懲戒処分について | 原案可決 |
| 議案第18号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を 改正する規則案 | 原案可決 |
| 議案第19号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を | 原案可決 |

改正する規則案

議案第20号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

原案可決

6 報告題件名

件 名

報告1 平成28年度三重県立高等学校入学者選抜に関する各高等学校別実施要項について

報告2 平成27年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告3 第65回三重県高等学校総合体育大会の総合成績と表彰式及び全国高等学校総合体育大会結団壮行式について

7 審議の概要

・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成27年6月23日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第16号及び報告1は公表前であるため、議案第17号は人事管理に関する案件であるため、議案第20号は人事に関する案件であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、非公開の議案第17号、議案第20号及び議案第16号を審議し、非公開の報告1の報告を受けた後、公開の議案第18号及び議案第19号を審議し、公開の報告2及び報告3の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第17号 職員の懲戒処分について（非公開）

（小見山教職員課長説明）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第20号 三重県総合博物館協議会委員の任免について（非公開）

(辻社会教育・文化財保護課長説明)

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第16号 平成28年度三重県立高等学校入学定員について (非公開)

(宮路教育政策課長説明)

教育政策課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 平成28年度三重県立高等学校入学者選抜に関する各高等学校別実施要項について (非公開)

(長谷川高校教育課長説明)

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第18号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(長谷川高校教育課長説明)

議案第18号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案
三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成27年7月6日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

お手元の資料の1ページをご覧ください。1ページが規則案、2ページが規則案の要綱、3ページが新旧対照表となっております。

まず、資料2ページをご覧ください。「1 改正理由」でございます。三重県立名張青峰高等学校を設置することを内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が平成28年4月1日から施行されることから、三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正するものです。

「2 改正内容」についてです。三重県立高等学校通学区域に関する規則の別表について、三重県立名張青峰高等学校を追加いたします。

次に、資料3ページの新旧対照表をご覧ください。別表の中部学区の区域、「三重県立名張西高等学校」の横に、「三重県立名張青峰高等学校」を追加します。

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については、以上でございます。

【質疑】

委員長

本件はよろしいですね。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第19号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

(公開)

(長谷川高校教育課長説明)

議案第19号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成27年7月6日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

同じく1ページが規則案、2ページが規則案の要綱、3ページが新旧対照表となっています。

2ページをご覧ください。「1 改正理由」でございますが、先ほどと同じで、三重県立名張青峰高等学校を設置することを内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が28年4月1日から施行されることから、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものです。

「2 改正内容」につきましては、三重県立学校の管理運営に関する規則の別表一について、「三重県立名張青峰高等学校」を追加いたします。

次に、資料3ページの新旧対照表をご覧ください。別表一の三重県立名張西高等学校の横に、「三重県立名張青峰高等学校」「全日制」「普通科」を追加いたします。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、以上でございます。

【質疑】

委員長

本件もよろしいですか。

岩崎委員

コースだから、この規則には出てこないんですね。今振り返っていて、学力検査の結果を重視するのと面接の状況を重視するのが違うので、さっき説明していたのには区分されていないんですね。

高校教育課長

普通科のコースについては、募集定員を伴って募集はいたしますので、こちらで言う別表については、全日制課程にこの学科が設置されているというものでございまして、入試になると、普通科7クラスの分と普通科文理探究コース1クラス分40名を別々に募集するということですので、入試要項には別に定めてあります。学科は普通科ですので、普通科ということで別表には記載させていただいております。

委員長

よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告2 平成27年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について (公開)

(上村小中学校教育課長説明)

報告2 平成27年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

平成27年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。平成27年7月6日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

1ページをご覧ください。6月18日に第2回の三重県教科用図書選定審議会を開催いたしました。来年度から中学校で使用する教科書について、第1回の審議会で承認された調査員が、種目別にすべての発行者の教科書の調査研究を行い、その結果をまとめたものが、お手元の「教科書選定に関する参考資料」、この黄色い表紙のものでございます。

この冊子は、教科書採択にあたって、各地区の採択協議会が、独自の立場で行う教科書の調査研究に資するため、また、採択の対象となる個々の教科書の特色を明らかにし、採択にあたっての具体的な参考資料として役立つようにまとめたものでございます。第2回選定審議会におきまして、この参考資料について、1ページの中ほどにまとめてございます、以下の報告の概要と各教科書の特徴を、国語科から英語まで種目ごとに、順にポイントを絞って事務局の担当指導主事が説明をいたしました。

それでは、ここで社会（地理的分野）について、審議会で報告した調査研究結果の概要を、約5分間で説明させていただきます。1ページの中ほどにございます主な内容の追加や変更点の2つ目の○、中学校の学習指導要領解説の改訂により、社会の地理的分野で島根県の竹島と沖縄県の尖閣諸島を「我が国の固有の領土」と明記するなどとされたことから、現行の教科書に比べ、領土問題についての記述が増加した部分でございます。

それでは、お願いします。委員の方々には、それぞれ実物の教科書も置かせていただいておりますので、また、付箋のところを開けていただくと、更に分かりやすいかと思っております。お願いします。

(小屋敷小中学校教育課指導主事説明)

地理的分野の調査結果についてご報告させていただきます。

社会科については、学習指導要領において、広い視野に立って社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて、多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うという目標が示されています。

これらの目標を踏まえ、参考資料の23ページの「観点」、「着眼点」に基づき、4社の教科書について調査研究を行いました。

ただ今から、この「観点」、「着眼点」のうち、特に観点2の(2)と、観点5の(3)、さらに、学習指導要領解説が改訂され、すべての発行者の教科書において記述されている東日本大震災や、北方領土・竹島・尖閣諸島の取扱いにおける各教科書の特徴についてご説明させていただきます。

皆様のお手元に、各発行者の教科書をご用意いたしました。これからご説明する箇所には、説明順に数字を記入した付箋が付けてございますので、ご覧ください。また、スクリーンにも映しながらご説明いたしますので、よろしくお願いします。

まず、1点目の観点2の着眼点(2)「生徒の日常生活・経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、自主的・自発的な学習を指導する上でより適切であるか。」について、付箋①のページをご覧ください。

例えば、この教科書では、ティーブレイク、地理にアクセス等を設け、生徒の興味・関心を喚起するための様々な配慮がなされています。このページでは、ティーブレイクで伊勢神宮、地理にアクセスで熊野古道の写真などが挙げられております。

続いて、②のページをご覧ください。この教科書では、本文の学習ごとに「ふりかえる」のコーナーを設け、自主的・自発的な学習に取り組めるよう配慮されております。2ページごとに右隅のほうに「ふりかえる」という学習マークのような発問がされております。

次に、2点目の観点5の着眼点(3)「選択、扱い、構成、配列、表現、資料の提示などに適切な創意工夫が認められるか。」について、③のページをご覧ください。例えば、この教科書では、「技能をみがく」と「やってみよう」の学習を通して、読図や作図などの技能が身につくよう工夫されています。

④のページをご覧ください。また、この教科書では、左端にインデックスが付記されており、学習内容を全体の中に位置づけて学習を進めることができるようになっており、また、随所に連携コーナーが設けられ、小学校、歴史的分野、公民的分野との関連がわかりやすく示されています。小学校の社会科で習ったことが一番下に記されています。

最後に、東日本大震災や北方領土、竹島、尖閣諸島の取扱いについてです。⑤のページをご覧ください。例えば、この教科書では東日本大震災や防災について、震災と防災、減災への取組の中で、大槌町の防災マップを例に挙げ、自分の町についても調べるように促しています。

⑥のページをご覧ください。また、この教科書では、災害への復興と支援の中

で、自衛隊や国内外からのボランティア活動を写真入りで紹介しております。このように東日本大震災につきましては、今回新たに盛り込まれたり、記述内容が増やされたりしました。

⑦のページをご覧ください。北方領土、竹島、尖閣諸島について、例えば、この教科書では、ここの部分が隠岐の島民が行っていた竹島での漁の様子や、日本の領海に侵入する中国の船の写真を示しています。

最後に、⑧のページをご覧ください。この教科書では、北方領土付近の国境の変化を4枚の図で示しています。このように地図、写真、本文中の説明とも、今回新たに盛り込まれたり、記述内容が増やされたりしており、我が国固有の領土であることがわかりやすく示されております。

以上のように、どの教科書も生徒が興味・関心を持って主体的に問題を解決していく学習の過程を重視するとともに、その学び方をわかりやすく示す工夫が見られました。

また、思考力や判断力を高めるための工夫や学習指導要領の重点である言語活動の充実につながる配慮も見られました。

最後に、調査結果の詳細については、参考資料の24ページから31ページにまとめさせていただいております。

以上で、地理的分野の報告を終わらせていただきます。

(上村小中学校教育課長説明)

以上のように15種目の教科書について、第2回の選定審議会では報告をさせていただきます。その報告を受けまして、「4 審議」についてでございます。

まず、(1)の「平成28年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料(案)」につきまして、委員から、「国語科の参考資料の中に、『新たな力を段階的に習得』という表現があったが、『新たな力』についての記述がない教科書には、段階的に『新たな力』を習得できる部分はないということか。」

続きまして2ページです。同様に「英語の参考資料の中に『特別支援教育の見地により』という表現があるが、この記述がない教科書には、特別支援教育の配慮がないようにとれるがどうか。」などの質問があり、事務局から、再度、精査をして修正を行うと回答を行いました。

また、書写では、「紙の質はかなり工夫されており、差違があるように感じたが、観点6の『使用上の便宜』に、『紙質』についての記述を加えることはできないか。」との質問があり、これも事務局から早急に検討を加え、精査をして修正を行うと回答を行いました。

これらの審議の結果、「教科書選定に関する参考資料」は、事務局から一部修正の回答を行ったため、修正箇所についての検討は会長と事務局で行い、決定については会長に一任されるということが決定されました。

続いて、2つ目の審議事項である(2)三重県教科用図書選定審議会から三重県教育委員会への答申については、「教科書選定に関する参考資料」の決定後、会長から事務局に答申文を提出することについて承認されました。3ページに答申文がございます。

これらの修正箇所を会長に確認いただいた後、県教育委員会では「教科書選定に関する参考資料」を印刷・製本し、6月24日付けで市町教育委員会、採択地区協議会等に送付をいたしました。

以上、第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について、ご報告いたします。

【質疑】

委員長

ご意見ございますか。

森脇委員

地理を見せていただきましたが、例えば歴史の教科書等でも、こうした例えば「我が国固有の領土」という記述はあるのでしょうか。

小中学校教育課長

もちろん歴史にも歴史的背景を踏まえて、固有の領土についての記述が今回なされております。

森脇委員

分かりました。

委員長

よろしいですか。先ほど審議会の質問された内容を見ると、結構厳しいというか、細かいところまで指摘がありますね。

小中学校教育課長

今回はございました。ただ、誤解を招くような表現であるということが分かりましたので、その点について精査させていただき、修正させていただきました。

教育長

事務局にお願いですが、今後、採択の状況について、いろんなことがあるかも分かりませんので、各社どういような記述になっておるかとか、あるいは、歴史について、どういう扱いをするかとか、そういうことの一覧表を作っておいたほうがいいのではないかと。

要は、報道ベースで、いろんなことが言われておる中で、その記述についてはどうなんだとか、それぞれ把握しておることが大事だと思うので、教育委員会としては各教科書会社の整理はこういうふうにしてありますというのを対応できるようにしておいてほしい。

今日は、例えば領土なら、4社の教科書を全部するのが僕は普通だと思うんです。それを違うテーマをやっても、それはわからないわけです。やはり領土なら領土で4社の教科書、地理的分野ではこういう扱いになっています。だから、各採択地区ではこれを参考にしてくださいというのが普通だと思う。多分、それにこだわらずに参考資料は作られているとは思いますが、そのあたり、きちんと三重県教育委員会としては、この教科書について、このテーマについては、どのように取り扱っているかと言えるように整理しておいてください。

小中学校教育課長

分かりました。

委員長

よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告3 第65回三重県高等学校総合体育大会の総合成績と表彰式及び全国高等学校総合体育大会結団壮行式について (公開)

(阿形保健体育課長説明)

報告3 第65回三重県高等学校総合体育大会の総合成績と表彰式及び全国高等学校総合体育大会結団壮行式について

第65回三重県高等学校総合体育大会の総合成績及び表彰式並びに全国高等学校総合体育大会結団壮行式について、別紙のとおり報告する。平成27年7月6日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1 ページをご覧ください。5月26日の教育委員会定例会において、開催について報告をさせていただいた県高校総体です。5月29日から31日、一部、種目では前後の週にわたりましたが、競技種目35種目、参加校78校、人数が16,088人の参加になりました。

7 学校対抗の総合成績一覧です。全日制の部では、男子、四日市工業高等学校、女子、四日市商業高等学校、定時制・通信制の部では、男子、北星高等学校、女子、大橋学園高等学校が優勝でした。

2 ページをご覧ください。2 ページには、それぞれ団体種目での上位ベスト4の学校名を記載しております。各種目の成績上位校は、6月20、21日、静岡県を中心に開催されました東海高等学校総合体育大会に出場しました。ただし、水泳競技は7月17日から19日に開催する予定です。東海高校総体の結果については、改めて当定例会において報告させていただきます。

3 ページをご覧ください。3 ページには、県高校総体表彰式につきまして、明日7月7日、14時30分より、三重県総合文化センター中ホールにおいて、学校対抗総合成績の表彰を行います。それぞれ優勝校に対しましては、教育委員会からは表彰状、優勝旗、優勝杯、高等学校体育連盟会長からは表彰状、優勝盾が授与されます。なお、同様に全日制は6位、定時制・通信制は3位までの学校に表彰状及び高体連からは盾が授与されます。当日は山口教育長に表彰状等を授与していただきます。

その下の段ですが、県総体表彰式後、全国高等学校総合体育大会に出場する選手が一堂に会しての結団壮行式が開催されます。全国高校総体は、7月28日、和歌山市で開催される総合開会式を皮切りに、近畿6府県にて8月20日まで開催されます。また、全国高校総体の詳細につきましては、改めて定例会にて報告させていただきます。三重県選手団が一丸となって全国高校総体で活躍できるよう、教育長の激励の言葉をいただく予定になっています。

【質疑】

委員長

本件、よろしいですか。

四日市工業1位、三重高校2位、毎年ここへ上がってくる順位は似たような感じですか、ばらつきますか。

保健体育課長

四日市工業で申し上げますと、2年振りで、去年は三重高校。今、ご指摘いただきましたように学校が固定化されているというか、生徒数の規模で部活の数もあって、これの表彰は、それぞれの種目で入賞したチームに得点が与えられてということなので、幅広く出ている学校が、一定有利かということです。加えてそれぞれ常日ごろ、部活などにしっかり注力している学校であると思います。

委員長

ありがとうございます。あと、よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－